

出産・子育て応援事業（仮称）について

国の令和4年度第2次補正予算において、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭を支援し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、「伴走型相談支援の充実」と「経済的支援」を一体として実施する「出産・子育て応援交付金事業」が創設されました。

今後、国から事業実施に当たっての通知が発出される予定ですが、速やかに実施に向けた準備を進める必要があることから、現時点で国から示されている事業概要及び本市の対応について御報告させていただきます。

1 事業概要

「伴走型相談支援」と「出産・子育て応援ギフト」を組み合わせた形で、継続的に実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が、より安心して出産・子育てができるようにしていく。

(1) 伴走型相談支援

妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ

(2) 出産・子育て応援ギフト

妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（妊娠届出時及び出産届出時の面談実施後にそれぞれ5万円相当、計10万円相当）

2 本市の対応

(1) 伴走型相談支援

国においては、①妊娠届出時、②妊娠8か月頃、③出生届出～乳児家庭全戸訪問の3回（ただし、②は希望者のみ）、面談の機会を設けることとされている。本市においても、現在実施している事業（妊婦相談事業、こんにちはプレママ事業、乳児家庭全戸訪問事業）を活用する方向で、実施方法等を検討していく。

(2) 出産・子育て応援ギフト

国は給付方法として、出産・育児関連用品等のクーポン、家事・育児支援サービス等の利用料減免など幅広い支給方法を選択することが可能として、現金給付もオプションとして排除しないとしている。また、申請書の提出は必須とされている（プッシュ型の給付は不可）。

本市としては、出産・育児には各世帯にかかる経済的負担は様々であることを踏まえた市民の利便性、給付に係る事務費軽減、早期実施の観点から現金給付を行う。

名称	申請時期	給付額
出産応援ギフト	妊娠届出時の面談後(上記①)に申請	妊婦1人当たり 5万円
子育て応援ギフト	原則、乳児家庭全戸訪問(生後4か月までに実施)の面談時(上記③)に申請	新生児1人当たり 5万円

3 対象者及び事業スケジュール

(1) 対象者

出産・子育て応援ギフトの対象者は、令和4年4月1日以降に出産した方

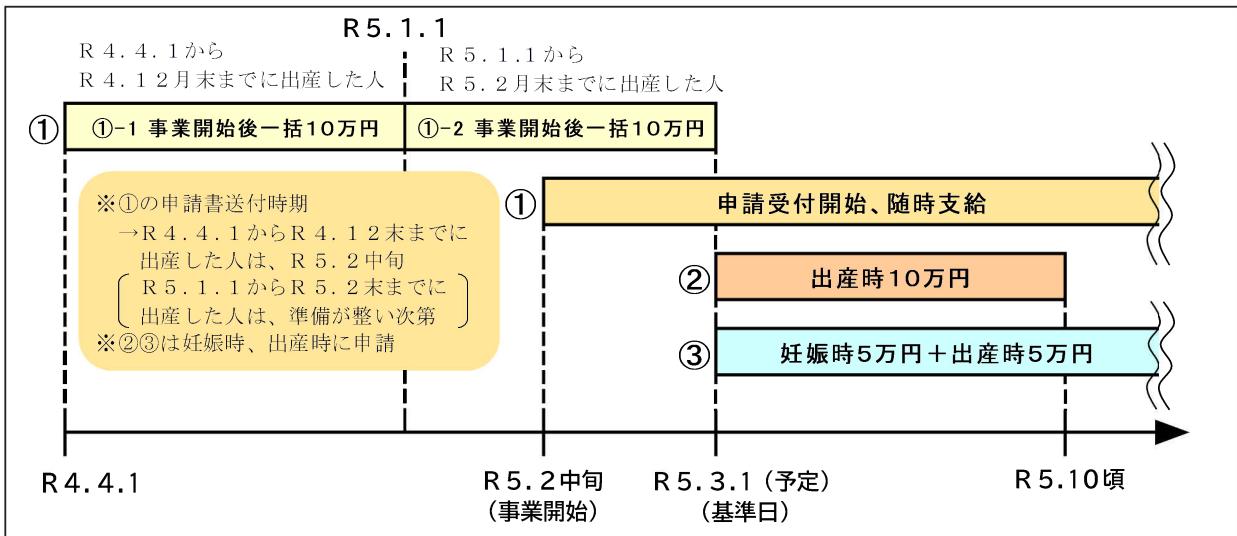
※先行支給の申請書等の送付開始は2月中旬を予定

※基準日（伴走型相談支援と一体で事業を開始する日、自治体ごとに設定）は、令和5年3月1日を予定

(2) 出産・子育て応援ギフト支給対象者の分類及び支給方法等

支給対象者の分類	支給方法等	支給の流れ・支給時期
①基準日前に出産した方 (約8,000人)	事業開始後 10万円一括	【令和4年4月～同年12月末に出産した方】 令和5年2月中旬に申請書兼アンケートを郵送し、受付・支給開始 ※ 令和5年1月、2月に出産した方については、準備が整い次第、申請書兼アンケートを郵送
②基準日前に妊娠届出をし、基準日以後に出産した方 (約5,600人)	出産時10万円一括 ※1	出産後の乳児家庭全戸訪問事業実施時にアンケート、申請書を提出してもらい、10万円を一括支給する。 ※1 ただし、出産までに面談を行う機会があり、申請を希望される場合は、妊娠時の5万円を先に支給し、出産後に5万円を支給する。
③基準日以後に妊娠届出をし、出産した方 (約8,700人/年)	妊娠時5万円、出産時5万円 ※2	妊娠時は、妊婦相談事業、母子健康手帳交付の時にアンケート、申請書を提出してもらい、5万円を支給する。 出産後は、乳児家庭全戸訪問事業実施の時にアンケート、申請書を提出してもらい、5万円を支給する。 ※2 国の第2次補正予算では、令和5年9月末分までの計上であるが、10月以降継続的に実施するため必要な安定財源の確保については、令和5年度当初予算編成過程において検討し、必要な措置を講じるとされている。

(参考：妊娠・出産時期と支給について)



4 令和4年度の事業費（概算）

約9.3億円（給付費約9.1億、事務費約0.2億）

※ 補助率は国2／3、府1／6、市1／6であり、本市負担は約1.5億円

＜給付費の内訳＞

対象者	対象人数	経費
3(2)①の全員	約8,000人	約8.0億
3(2)②の一部	約730人	約0.7億
3(2)③の一部	約700人	約0.4億

令和4年度については、2月中旬の事業開始に向けて、予備費を活用し、速やかに委託業者の選定や申請書等の作成に着手する。

なお、令和5年度分の予算については、今後の準備状況等を踏まえて精査のうえ、必要経費を計上する予定。

5 周知広報

支給対象者①の方には、個別に申請書等を郵送する。支給対象者②及び③の方には、妊娠相談事業等を通じて周知を行う。

また、広報発表やホームページへの掲載等の他、関係部署等と連携して周知を行う。

6 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|------|---|
| 1月上旬 | コールセンター・書類審査等委託業者のプロポーザル募集開始
案内文、申請書等の作成開始 |
| 2月中旬 | 事業開始 <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者①(令和4年4月～同年12月出産)
申請書等発送及び受付開始
(令和5年1月、2月に出産した方については、準備が整い次第、申請書等発送) |
| 3月1日 | 支給対象者②及び③
受付開始 |
| 3月中 | 第1回支給 |